



島根県報

令和3年1月8日（金）

第 172 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
土砂災害警戒区域の指定	(")	2
土砂災害特別警戒区域の指定	(")	2

【公 告】

使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間	(雇 用 政 策 課)	3
公共測量の終了（2件）	(技 術 管 理 課)	3

【特定調達公告】

令和2年度「しまねのイメージ」発信業務に係る随意契約の相手方等	(広 聴 広 報 課)	4
---------------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第10号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成22年島根県告示第207号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和3年1月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

知夫村

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

姫宮、姫宮A、古海、来居A、来居、松養寺北、願成寺東、来居B、郡A、郡B、郡C、郡D、郡、郡E、漁協、多沢A、多沢1、多沢、竹の前、多沢B、薄毛、薄毛集会所北、御崎、殿ノ上、大江、尾崎、大江A、仁夫A、仁夫里A、仁夫里、立石、仁夫西平、仁夫B

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び知夫村役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第11号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年1月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

知夫村

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

姫宮、姫宮A、古海、来居A、来居、松養寺北、願成寺東、来居B、郡A、郡B、郡C、郡D、郡、郡E、漁協、多沢A、多沢1、多沢、竹の前、多沢B、薄毛、薄毛集会所北、御崎、殿ノ上、大江、尾崎、大江A、仁夫A、仁夫里A、仁夫里、立石、仁夫西平、仁夫B

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び知夫村役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第12号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年1月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

知夫村

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

姫宮、姫宮A、古海、来居A、来居、松養寺北、願成寺東、来居B、郡A、郡B、郡C、郡D、郡E、漁協、多沢A、多沢1、多沢、竹の前、多沢B、薄毛、薄毛集会所北、御崎、殿ノ上、大江、尾崎、大江A、仁夫A、仁夫里A、仁夫里、立石、仁夫西平、仁夫B

(2) 土石流

河井川左支溪B、河井川左支溪A、河井川東支溪、郡川、郡南谷、かみ川、多沢南川、大江川、山田川

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び知夫村役場において一般の縦覧に供する。）

公 告

第47期島根県労働委員会委員は、令和3年4月27日をもって任期満了となるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第3号アの規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間を次のとおり定める。

令和3年1月8日

島根県知事 丸 山 達 也

推薦期間 令和3年1月28日から同年3月28日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和2年12月4日に終了した旨浜田県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年1月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和2年6月25日から令和3年3月17日まで

3 作業地域

浜田市金城町及び佐野町 地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和2年11月30日に終了した旨奥出雲町長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年1月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和2年9月18日から令和3年2月19日まで

- 3 作業地域
奥出雲町

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年1月8日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
令和2年度「しまねのイメージ」発信業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県政策企画局広聴広報課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年11月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社J R西日本コミュニケーションズ山陰支店 山陰支店長 陶山 正明 鳥取県米子市道笑町二丁目252番地
- 5 随意契約に係る契約金額
209,093,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。